

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する

全体事業費等の変更について

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業につきましては、「JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する基本協定書」等を関係市町の4市2町（京都市、城陽市、木津川市、井手町、宇治田原町、宇治市）、京都府及び西日本旅客鉄道株式会社との間で締結し、これまで、西日本旅客鉄道株式会社や関係機関等と協議・調整し事業を進めてまいりました。

この度、第二期事業の事業進捗にともない、全体事業費等の変更をおこなうことについて下記のとおりご報告いたします。

記

◆全体事業費の変更内容及び変更理由

○変更内容

全体事業費を369億円から397.1億円に変更（増額28.1億円）

（内 本市負担額は39.25億円から42.24億円に変更（増額2.99億円））

○変更理由

線路切換回数の見直し等による事業費縮減を図ったが、労務賃金の上昇率が当初協定締結時の想定より大幅に上昇したこと、環境アセスメントにおける環境対策工事を追加したことによる

◆事業期間の変更及び変更理由

○変更内容

事業期間を令和5年度から令和6年度（目途）まで延長

（なお開業時期の令和5年春の予定は変更なし）

○変更理由

近年のJR西日本の施工実績で開業後の環境アセスメントの事後調査及び対策工事等で2年を要し、本事業でも同様の対応が必要になると想定されたことによる

◆今 後

年度内に変更協定書等の締結を予定

◆添付資料

《資料1》JR奈良線の高速化・複線化第二期事業の流れ

《資料2》JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する基本協定書

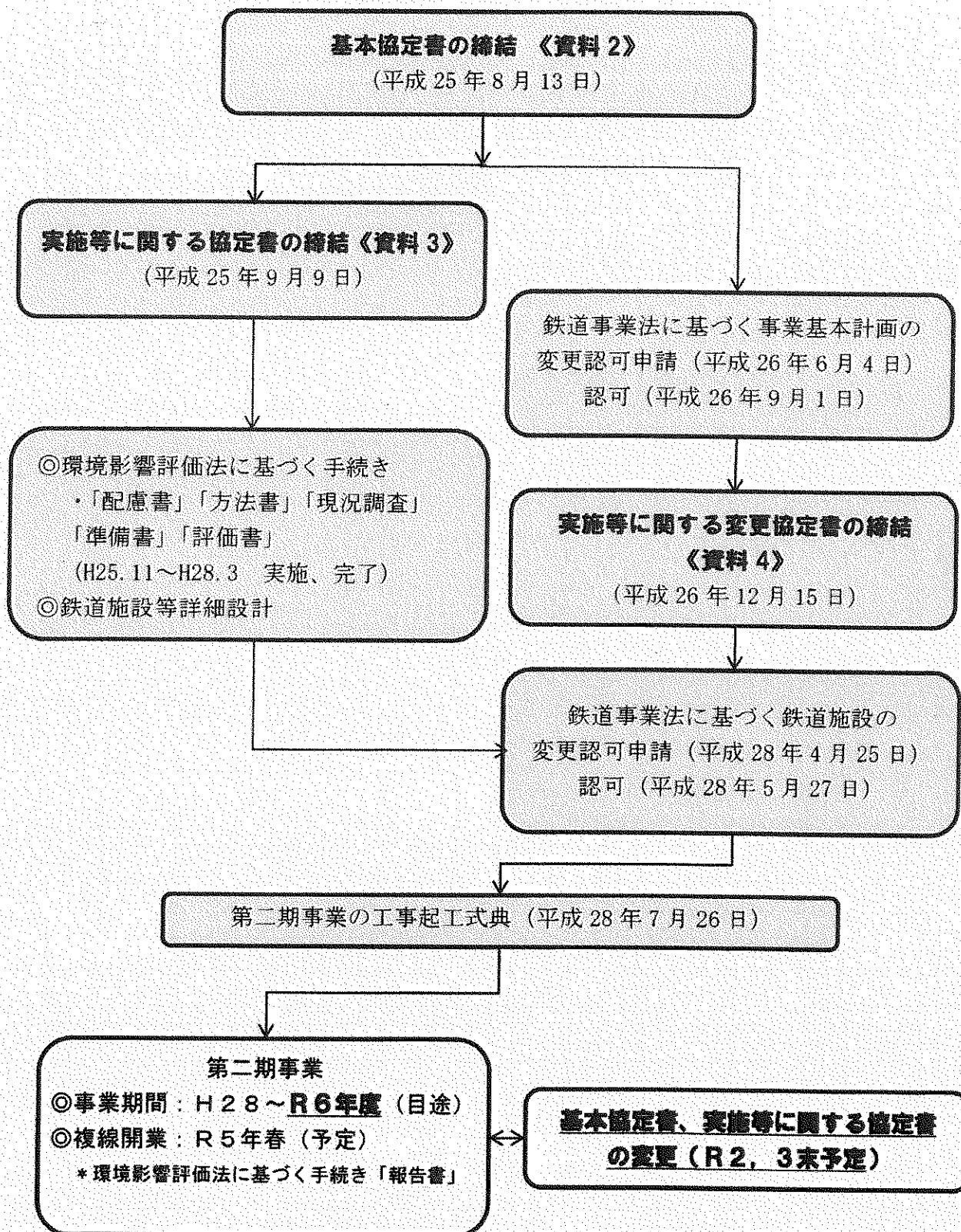
《資料3》JR奈良線の高速化・複線化第二期事業の実施等に関する協定書

《資料4》JR奈良線の高速化・複線化第二期事業の実施等に関する変更協定書

以上

資料 1

JR東北線の高速化・複線化第二期事業の流れ



資料 2

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する基本協定書

京都府（以下「甲」という。）と京都市、宇治市、城陽市、木津川市、井手町及び宇治田原町（以下「乙」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、丙が行うJR奈良線の高速化・複線化第二期事業（以下「複線化等事業」という。）に関して、次のとおり基本協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行しなければならない。

（複線化等事業の内容等）

第2条 複線化等事業の内容及び費用等については次のとおり予定する。

事業内容	事業費	費用の分担		
		甲	乙	丙
JR藤森駅～宇治駅	9. 9km			
新田駅～城陽駅	2. 1km	14. 0km		
山城多賀駅～玉水駅	2. 0km			
信号設備・変電所改良等	全区間	369	138	138
一線スル一化等	棚倉駅	億円	億円	億円
留置線新設・乗降利便性・乗降設備保安度向上等	京都駅			
乗降設備保安度向上等	六地蔵駅			
車両増備	1編成			

2 前項の甲及び乙が分担する費用について、甲及び乙は、丙に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（複線化等事業の実施）

第3条 複線化等事業は概ね10年間で整備することを予定する。なお、別途甲、乙及び丙で設計並びに工事の実施等に関する協定を締結するものとする。

2 前条第1項に掲げる六地蔵駅の乗降設備保安度向上等に関する実施は、乙のうち宇治市が実施する六地蔵駅駅舎改築等と併せて実施することとし、別途宇治市と丙は実施等に関する協定を締結するものとする。

3 甲、乙及び丙は、複線化等事業の推進及び法令上の手続きや地元調整等について、相互に協力して実施するものとする。

（複線化等事業に併せて予定する関連事業）

第4条 甲及び乙は、前2条の複線化等事業に併せて、複線化等事業が円滑かつ早期に遂行され、事業効果や旅客利便性及び鉄道運転保安度向上等への貢献が期待される事業（以下「関連事業」という。）として、次のとおり実施することを予定し、丙は関連事業の実施に向けて協力するものとする。

関連事業の内容		
駅及び駅周辺の整備	桃山駅	バリアフリー化関連整備
	六地蔵駅	駅舎改築、駅前広場等整備
	新田駅	駅舎新設、駅前広場等整備
	山城青谷駅	駅舎橋上化・自由通路整備、駅前広場等整備
	山城多賀駅	駅舎橋上化・自由通路整備（第2期）
	玉水駅	駅舎橋上化・自由通路整備、駅前広場等整備
踏切等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・踏切の統廃合 ・踏切の立体交差化 ・複線化区間における生活道路切の封鎖 	

- 2 前項の関連事業における駅前広場等整備等にあたって丙は丙の鉄道事業に支障のない範囲で乙に用地を譲渡するものとする。
- 3 複線化等事業の推進に係る資金面に支障が生じる場合には、これを解消するため、甲は丙に対し、予算の範囲内において無利子貸付の支援を行うものとする。
- 4 丙は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年3月31日国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）」における鉄道駅の移動等円滑化の目標の実現に向けて取り組むこととし、甲及び乙は基本構想の策定や補助、その他必要な協力、支援を行うものとする。

（事業効果の確保等）

- 第5条 丙は、複線化等事業において、安全安定輸送並びに利便性向上等の事業効果の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、複線化等事業の効果がより高く發揮されるよう、沿線開発等の促進を図るための施策及び駅へのアクセス改善等、鉄道利用促進に繋がる各種施策等を積極的に推進するものとする。
 - 3 甲、乙及び丙は、今後、JR奈良線の全線の複線化を目指し、協議の上、進めるものとする。

（その他）

- 第6条 この協定に定めのない事項、又は、この協定の条項について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

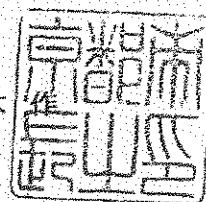
この協定の締結を証するため、本書8通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月13日

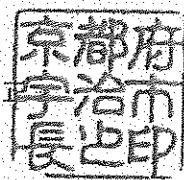
甲 京都府知事 山田啓三



乙 京都市长 大川門



宇治市长 本山



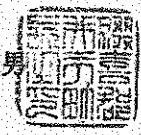
城陽市长 木橋昭男



木津川市长 井河規子



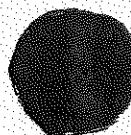
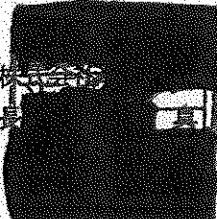
井手町長 明見沙



宇治田原町長 西谷信夫



丙 西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 鍋島精一



資料 3

J R奈良線の高速化・複線化第二期事業の実施等に関する協定書

京都府、京都市、宇治市、城陽市、木津川市、井手町及び宇治田原町（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年8月13日に締結したJ R奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第3条第1項に基づき、複線化等事業の設計並びに工事の実施等について、次のとおり協定を締結する。

（設計の実施等）

第1条 乙は、基本協定書第2条第1項に定める複線化等事業の内容を実施するにあたり、必要な設計を行うものとする。

2 前項に掲げる設計の内容、概算費用及び工期は次のとおり予定する。

内 容	概算費用	工 期
環境影響評価法に基づく各種調査		
測量・ポーリング調査	10億円	平成25年度～平成27年度（目途）
鉄道施設の設計		
その他		

3 乙は、前項に掲げる設計の実施等により鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく許認可手続等の進捗を図り、甲及び乙は協議により、複線化等事業に必要な工事等を本条各項に追加するものとする。

（補助金の交付）

第2条 甲は、基本協定書第2条第2項に基づき、乙に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、甲の補助金に関する規則等並びに基本協定書及びこの協定書に定めるところによるものとする。

2 甲の各々の補助金の額は、基本協定書第2条第1項に掲げる費用の分担等に基づき、前条第2項に掲げる費用の36.9分の13.8相当額に、次の率を乗じて得た額とする。

京都府	市 町	
	38.46%	京 都 市
	28.44%	宇 治 市
	13.59%	城 阳 市
	11.68%	木 津 川 市
	6.70%	井 手 町
	1.13%	宇 治 田 原 町
100%		

3 前項の割合により算出した補助額は千円単位とし、千円未満の端数は百円の桁を四捨五入し処理するものとする。

（補助方法等）

第3条 乙は、事業年度ごとに設計並びに工事等の資金需要について、甲と十分協議することとし、甲は乙に対して適切に補助を行うものとする。

（補助条件）

第4条 甲は、乙に対して、関係資料の提出を求め、必要があると認めるときは、実地検査することができる。

2 甲と乙は、基本協定書第3条第3項及び同第5条に基づき、複線化等事業に関連する次の事項について、定期的に協議を行う。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 鉄道利用者増を目指す沿線開発等に関する事項
- (3) 鉄道利用者の利便性向上に関する事項
- (4) 駅周辺整備に関する事項
- (5) 踏切に関する事項（事業区間外及び生活道路踏切を含む）
- (6) 事業の推進及び法令上の手続きや地元調整等に関する事項
- (7) その他、事業を円滑に進めるために必要な事項

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

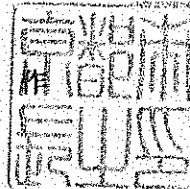
この協定の締結を証するため、本書8通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 ⑨月 ⑩日

甲 京都府知事

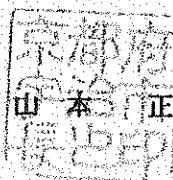
山田 勲二

門川 大作



京都市長

山本 正一



宇治市長

橋 本 昭男



城陽市長

河 井 規子



木津川市長

河 井 規子

井手町長

汐 見 明子



宇治田原町長

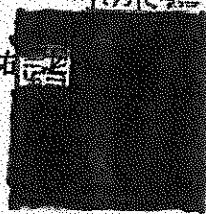
西 谷 信子

乙 西日本旅客鉄道株式会社

大阪工事事務所長

平 松

祐志



資料 4

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業の実施等に関する変更協定書

京都府、京都市、宇治市、城陽市、木津川市、井手町及び宇治田原町（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年9月9日に締結したJR奈良線の高速化・複線化第二期事業の実施等に関する協定書（以下「原協定書」という。）について、次のとおり変更協定を締結する。

原協定書第1条を次のとおり改める。

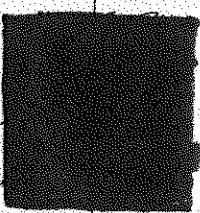
（設計及び工事の実施等）

第1条 乙は、基本協定書第2条第1項に定める複線化等事業の内容を実施するにあたり、必要な設計及び工事を行うものとする。

2. 前項に掲げる設計及び工事の内容、概算費用及び工期は次のとおり予定する。

	内容	概算費用	工期
設計	環境影響評価法に基づく各種調査 測量・ボーリング調査 鉄道施設の設計 その他		
	土木・軌道設備新設等 電気設備新設等 建築・機械設備新設等 その他（車両増備等）	369億円	平成25年度～平成35年度（目途）

京都市
宇治市
長瀬
市
長



この変更協定の締結を証するため、本書8通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月15日

甲 京都府知事

山田 啓二

京都市長

門川 大作

宇治市長

山本 正

城陽市長

奥田 敏晴

木津川市長

河井 規子

井手町長

汐見 明男

宇治田原町長

西谷 信

乙 西日本旅客鉄道株式会社
大阪工事事務所長

平松 祐之